

北海道胆振東部地震で被災された方の再交付手数料の免除

平成30年北海道胆振東部地震で被災された方を対象に、

- 運転免許証等の再交付手数料の免除
- 下記の適用期間中に、既に再交付手数料を支払われた方への当該手数料の還付

を行っています。

詳しくは、北見運転免許試験場（0157-36-7700）又は各警察署へお問い合わせください。

○ 適用期間

平成30年9月6日から平成31年3月31日までの間

○ 免除する手数料

運転免許証（仮運転免許証を含む。）及び運転経歴証明書の再交付手数料

○ 免除の対象となる方

平成30年北海道胆振東部地震で被災したことを証明する書類（各市町村長が発行した罹災証明書等）又は上申書を提出した方